

令和8年度 事業計画書

みんなで支え合い ともに創ろう 福祉の輪



社会福祉法人 南小国町社会福祉協議会

—目次—

基本方針	3
重点目標	4
計画内容	
1. 法人運営事業	5～7
2. 公共施設の管理運営事業	8
3. 地域支え合い活動の推進	8～10
4. 人材育成と福祉文化の醸成	11～15
5. 役場・社協・関係機関の一層の連携	16～19
6. 在宅福祉サービス事業	20～22
7. 各種団体等の事務受託と活動への協力・支援	23～24
8. 居宅サービス事業（介護保険・介護予防日常生活支援 総合事業・障がい者総合支援法）	25～27
9. 南小国町社会福祉協議会 組織体制図	28

計画書の構成について

- 基本方針： 令和8年度事業計画 基本方針です。
- 重点目標： 基本方針に基づいた重点目標です。

—計画書の見方—

大枠の事業名 (担当部門名)

事業名	事業目的	事業概要
小枠の事業名 【担当部門】	事業実施の目的です。	事業概要を記載しております。

担当部門は、28ページ 南小国町社会福祉協議会 組織体制図を参照ください。

《基本方針》

本会は、『第3期 南小国町地域福祉総合実践計画』を基本指針として、地域の実情を踏まえた福祉施策の推進に取り組み、これまでの事業の成果と課題を検証し、住民ニーズの変化を的確に把握しながら、地域福祉サービスの質の向上と生活課題の解決に向けた取り組みを継続的に進めます。

近年、孤立、虐待、DV、児童虐待、多重債務、ヤングケアラーなど、複数の問題が重層的に絡み合うケースが増加している。こうした複合的な生活課題に対応するため、行政・医療・福祉・教育など多分野・多職種が連携し、分野横断的な包括支援体制を構築することで、「丸ごと支援」の実現を図る。また、住民一人ひとりが地域の困りごとを「我がごと」として受け止め、支え合える地域づくりを推進するため、ふれあいサロン等の交流拠点の充実、福祉教育や社会課題を学ぶ機会の提供を通じて、地域への関心と参加意識を高め、互助・共助の基盤強化を進める。

さらに、介護事業者として質の高いサービス提供に努めるとともに、地域福祉の中核的団体としての使命を自覚し、職員一人ひとりが高い倫理観と専門性を持って資質向上に取り組み、町民の理解と協力を得ながら、地域の福祉課題の解決と安心して暮らせる地域社会の実現に向け、持続可能な支援体制の整備を進める。

本会は、「自助・互助を基本とした共に安心して暮らせる地域」の実現を目指し、「我がごと・丸ごと地域共生社会」の構築に向けて、地域福祉の推進に積極的に取り組むため、次の重点目標を掲げる。

《重点目標》

(1) 地域福祉の推進

第3期地域福祉総合実践計画に基づき、①地域支え合い活動の強化、②人材育成と福祉文化の醸成、③役場・社協・関係機関の連携強化の3本柱を中心に事業を展開し、要配慮者支援や見守り体制の充実、広報・ボランティア活動の活性化、総合相談体制の強化を通じて、住民主体の安心して暮らせる地域づくりを推進する。

(2) 行政計画との整合・地域共生社会の推進／介護保険サービスの質向上と持続可能な運営

- ① 南小国町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）などの行政計画と整合した地域福祉の推進を進め、『誰一人取り残さない』地域共生社会の実現に向けた取り組みを強化する。
- ② 高齢者等が安心して暮らせる町づくりを基盤に、介護保険サービスの質向上、利用者満足度の向上、持続可能な運営体制の強化に取り組む。


(3) 相談支援体制の強化／本町独自の地域共生推進事業の構築

- ① 潜在化・複雑化する地域課題を迅速に把握し、民生委員児童委員や関係機関との連携強化を通じて、相談者の困りごとを包括的に受け止めるワンストップ型相談支援体制を強化する。
- ② 国の制度に依存せず、本町独自の地域共生推進事業を南小国町（主管課：福祉課）と協働で取り組み、本町の特性に応じた支援の仕組みを構築する。





(4) 財源基盤の強化／介護保険事業の経営改善

- ① 会費・寄付金・共同募金等の活用状況を積極的に発信し、町民の理解向上を図るとともに、各種助成金制度・補助金を効果的に活用して財源基盤の強化を進める。
- ② 介護保険サービスの適正な提供体制を維持しつつ、各種加算を有効に取り入れ、効率的な運営と経営改善に取り組む。



1. 法人運営事業（担当部門 事務局）

事業名	事業目的	事業概要
<p>1 役員会・評議員会の開催</p> <p>【総務】</p> 	<p>本会の運営と事業経営を適正かつ効果的に進めていくために必要な事業計画・予算・事業報告・決算、経営状況等を審議・決定する会議等を開催します。</p>	<p>定款に基づき次の会議等を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 理事会の開催 (2) 評議員会の開催 (3) 監事による中間監査及び決算監査の実施 (4) 役員研修会の開催（県社協主催の研修、小国郷福祉講演会等） (5) 評議員選任・解任委員会の開催
<p>2 福祉サービス苦情解決体制の整備</p> <p>【総務】</p>	<p>本会が提供する福祉サービスに関する苦情へ適切に対応し、利用者の権利擁護とサービスの質向上を図る。また、利用者が安心してサービスを利用できる体制を整備する。</p>	<p>本会の福祉サービスを安心してご利用いただくためにも、苦情相談窓口体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 苦情解決責任者（事務局長） (2) 苦情受付担当者（次長・各事業所管理者） (3) 第三者委員 （樋口清己氏、梶原幸枝氏、佐藤夏美氏 3名へ委嘱） 任期3年 2026年2月1日～2029年1月31日 (4) 第三者委員の資質向上（外部研修への参加推進） (5) 苦情・事故・ヒヤリハット等の事例報告会の開催
<p>3 南小国町地域福祉総合実践計画の推進</p> <p>【総務】 【地域福祉推進】</p>	<p>令和5年度に策定した第3期「南小国町地域福祉総合実践計画」に基づき、地域福祉の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 南小国町地域福祉総合実践計画推進委員会の設置 第3期計画の進捗状況の確認と評価及び今後の推進方法への助言、計画内容の見直しと課題の整理を行う機関として設置します。 2 南小国町との合同事務局の設置及び役場関係課との連携 役場関係課と連携し、計画推進を共同で進める。


事業名	事業目的	事業概要
<p>4 組織・職員の資質向上及び職員育成体制の整備</p> <p>【総務】 【福祉推進】 【居宅介護支援事業所】 【通所介護】 【訪問介護】</p>	<p>多様化・高度化する福祉課題に対応できる組織体制を整備し、職員の専門性・倫理観・基本的資質の向上を図る。</p> <p>また、職員のキャリアアップを支援し、質の高いサービス提供につながる専門性の向上を図る。</p>	<p>1 管理者会議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者・次長・局長による会議を月1回開催 ・行事・事業内容の確認、課題共有、業務改善を行う <p>2 事業内職業能力開発計画の推進</p> <p>地域福祉の推進及び介護保険サービス・障害福祉サービスの資質向上を図るため、職員の技能を計画的に育成します。</p> <p>(1) 推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発推進者・補佐者を配置 ・職員勉強会委員会を設置し、研修企画・運営・評価、動画研修の選定を行う ・BCP委員会・虐待防止委員会を設置し、災害・感染症・虐待防止研修および訓練（年3回）を実施する <p>(2) 年間の主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任研修、コンプライアンス研修を実施する ・介護技術・認知症・虐待防止等の専門研修を行う ・法定研修（動画研修中心）を計画的に実施する。 ・職員勉強会で研修内容共有、事例検討、グループワークを行う ・BCP研修を実施する。 ・年度末に研修の振り返りと次年度計画を行う <p>(3) 研修方法・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OJT（職場内指導・事例検討）を推進する。 ・Off-JT（県研修センター・阿蘇ブロック研修等）への参加を促進する。 ・動画研修・オンライン研修を併用する ・資格取得支援制度を活用し、職員の自己啓発を支援する。 ・研修実施状況を推進者および各委員会で取りまとめ、必要に応じて見直す。 <p>3 人事評価制度の設置</p> <p>職員の能力向上と適正な評価を通じて組織の活性化を図り、業務の効率化とサービスの向上を実現すること目的に設置します。</p> <p>(1) 人事評価に関する研修の実施</p>

事業名	事業目的	事業概要
 <p>介護福祉士</p>  <p>社会福祉士</p>	<p>職員のキャリアアップを支援</p>   <p>ケアマネージャー</p>	<p>4 自己啓発の推進</p> <p>(1) 職員による自主学習会・研修会等への自主参加等の推進</p> <p>(2) 資格取得支援</p> <p>業務遂行に必要な資格や専門性の高い資格取得を支援します。資格取得による質の高いサービスを提供できる職員の育成を図り、本会や職員に対する町民からの高い信頼や信用の獲得を目指します。</p> <p>(ア)職務専念の義務免除による資格取得支援</p> <p>社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士などの資格を多くの職員が取得することにより、本会や職員への信頼が高められるよう、職員の資質の向上が図られる資格については、積極的に取得を奨励し、試験やスクーリング、実習等の際の職務専念義務を免除します。</p> <p>(イ)介護支援専門員 更新・研修受講料等の費用を本会が負担します。</p> <p>(ウ)資格取得支援貸付制度（資格取得に係る受講料等相当分を貸付）</p> <p>(エ)資格手当の支給</p>
<p>5 社協組織強化・財政基盤の強化</p> <p>【総務】</p>	<p>安定した法人運営と地域福祉活動の充実を図るため、財源確保と組織基盤の強化に取り組む。</p>	<p>1 組織・財政基盤の強化</p> <p>地域福祉活動の充実を図るために、社協のイメージアップ戦略を模索し、社協会員制度の充実・共同募金配分金の増強や住民・企業・団体などの寄付金、収益事業の検討など主体的な財源確保のための努力と、介護保険事業の適切な経営管理と財政使途の見直しをはじめ、経費の有効的な活用によって、財政基盤の確立と整備に努めます。</p> <p>(1) 介護報酬等の各種加算取得に向けた職員育成と組織体制強化</p> <p>2 法人運営部会の開催（委員5名）</p> <p>諸規程の事前審議及び職員教育やサービス向上などに関する意見をいただく場として開催します。【任期2年 2025年9月15日～2027年9月14日】</p> <p>委員：宅野晴美氏、穴井博文氏、室原孝平氏、職員代表（佐藤新一郎氏、佐藤圭太氏）</p> <p>3 熊本県指導監査（3年に1回の開催）※次回 令和8年度</p> <p>法人の適正な運営が確保され、利用者に対する福祉サービスが充実することを目的として、関係法令及び関係通知に基づき実施します。</p>

2. 公共施設の管理運営事業 (担当部門 事務局)

事業名	事業目的	事業概要
<p>1 町有施設の指定管理者としての管理・運営 【総務】</p> 	<p>地域福祉の拠点として、地域福祉センターりんどう荘の利用促進を図り、ボランティア活動や福祉団体の活動を支援することで、町の福祉向上に寄与する。</p> <p>また、災害時には福祉避難所としての機能を確保し、町民の安全を守る体制を整える。</p>	<p>1 南小国町地域福祉センターりんどう荘の管理・運営 (指定期間 2026年4月1日～2031年3月31日)</p> <p>2 福祉避難所の設置・運営 災害が発生した際に、高齢者、障がい者、乳幼児等、特に配慮を要する町民が安全に避難生活ができるように福祉避難所の設置運営体制を役場と協働して整え、災害に備えます。</p> 





3. 地域支え合い活動の推進 (担当部門 事務局)



事業名	事業目的	事業概要
<p>1 ふくし座談会の開催 【地域福祉推進】</p>	<p>地域の実情や住民の声を把握し、地域課題の共有、地域力の向上、住民主体の福祉活動の促進につなげる。多様な視点を集めることで、地域のエンパワメントと協力体制の構築を図る。</p>	<p>1 ふくし座談会の開催</p> <p>(1) ふくし座談会を継続的に開催し、地域福祉活動の実態把握を行う。 (2) サロン活動など既存の地域活動を中心に、住民が主体的に参加できる場づくりを推進する。</p>
<p>2 見守り活動の支援 (やまびこネットワーク) 【地域福祉推進】</p>  <p>(やまびこ君)</p>	<p>誰もが安心して暮らせる地域を目指し、支援が必要な住民に対して、地域住民・関係機関・民間事業者が連携して見守り活動を行う体制を整える。</p>	<p>1 見守り連絡会議 (見守りマップ作成)</p> <p>(1) 役場・地域包括支援センター・民生委員児童委員等と協力し、地域の状況把握と情報共有を行う。 (2) 見守りマップの作成、要配慮者の状況確認、地域課題の整理を行う。 (3) 必要に応じて開催し、地域の実情に応じた支援体制を検討する。</p>

事業名	事業目的	事業概要
<div data-bbox="304 248 844 611" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="230 611 1003 691" data-label="Caption"> <p>やまびこネットワーク連絡会議 (役場・社協・地域包括・民生委員・小国警察署との連絡)</p> </div> <div data-bbox="304 735 871 1114" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="432 1114 725 1155" data-label="Caption"> <p>見守りマップづくり</p> </div> <div data-bbox="573 1219 940 1315" data-label="Image"> </div>		<p>2 民間事業者等への見守り応援隊の協力及び相互連携の強化推進 協力事業者：九州電力、佐川急便、ヤマト運輸、南北 LP ガス組合 熊日新聞販売店、肥後銀行、熊本銀行、JA 阿蘇、郵便局</p> <p>3 やまびこネットワーク連絡会議の開催 見守りネットワークへの理解と地域住民・関係者等とのネットワーク強化を図ることを目的として開催します。</p> <p>4 阿蘇ブロック社会福祉協議会連合会活動 阿蘇管内7市町村社会福祉協議会と連携した、やまびこネットワーク活動の推進に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 各種研修会・会議等の開催及び参加 (2) 阿蘇ブロック事業への参画 (3) 阿蘇ブロック統一ホームページの管理 (4) 災害時における相互支援（災害時相互応援協定） (5) 阿蘇やまびこふれあいフェスタの開催 開催予定日 令和8年10月31日（土曜日） 開場：西原総合体育館



事業名	事業目的	事業概要
<p>3 ふれあいいきいきサロン等の推進 【地域福祉推進】</p>  <p>いきいき 100 歳体操の普及推進</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で健康に、安心して暮らし続けられるよう、交流・健康づくり・介護予防を目的とした活動を支援する。</p> <p>また、生活支援コーディネーターを町より受託し更なる充実を図ります。</p>  <p>志津ふれあいサロン</p>	<p>1 高齢者ミニデイサービス事業（老人クラブ・地域サロン等と連携して開催） 地域の集会所・公民館等を活用し、スポーツ交流、認知症サポーター養成講座、健康づくり、救急法、交通安全、消費者教育、レクリエーション等を実施する。時期 通年 （1）会場 各地域の集会所・公民館等 （2）開催 年間20回程度 （3）協力 ミニデイ登録ボランティア、町保健師等</p> <p>2 ふれあいサロン活動の推進 住民主体のふれあいサロンが積極的に開催されるように支援します。 （1）サロン実施地区・団体への活動費助成 （2）サロン活動の情報発信 （3）サロンの新規設立支援 （4）先進事例の紹介 （5）サロン交流会（研修やイベント等）等の開催 （6）出張カフェ・男性向け料理教室の企画</p>
<p>4 地域の福祉活動支援 【地域福祉推進】</p>	<p>地域の行事や活動に福祉的視点を取り入れ、世代間交流や住民同士のつながりを促進し、地域の支え合いを強化する。</p>	<p>（1）地域福祉活動促進助成事業（赤い羽根共同募金配分金） 助成上限：2万円 （2）交流活動に必要な備品の貸出と周知 （3）国・県等の助成事業の紹介（宝くじ助成金等）</p>
<p>5 防災活動支援 【地域福祉推進】</p>	<p>住民の自主的な防災・防犯活動を支援し、安心・安全な地域づくりを推進する。</p>	<p>1 防災・防犯訓練等への協力 地域住民からの要請に応じて、住民と共に訓練実施に向けて支援します。 2 防災・防犯についての啓発 3 ボランティア活動への協力 4 AED 設置事業の管理 地域防災力の向上及び安心安全な地域づくりを目的に設置したAEDが有効に活用されるように管理します。</p>



4. 人材育成と福祉文化の醸成（担当部門 事務局）

事業名	事業目的	事業概要
<p>1 福祉に関する広報 【総務】 【地域福祉推進】</p> <div style="text-align: center;">  ホームページ QRコード </div> <div style="text-align: center;">  フェイスブック QRコード </div> <div style="text-align: center;">  You Tube QRコード </div> <div style="text-align: center;">  晴ればれりんどうボランティアの日 </div>	<p>町民が福祉やまちづくりに関心を持ち、主体的に参加できるよう、わかりやすい情報発信を行う。</p> <p>また、本会の事業内容を広く公開し、地域福祉の理解促進と参加のきっかけづくりを進める。</p>	<p>1 広報活動</p> <p>(1) 社協だより「りんどう」発行（年4回） 町内全戸および関係機関・団体へ配布し、地域福祉活動や事業内容を周知する。またホームページにおいても発信します。</p> <p>(2) みなみチャンネル（文字放送・きよらニュース等）を活用した情報発信</p> <p>(3) 阿蘇ブロック社会福祉協議会連合会 共同ホームページの管理</p> <p>(4) SNS・YouTube等を活用した情報発信 ICTを活用し、南小国町の福祉の魅力や活動内容を町内外へ発信する。 ※ICT運用ガイドライン・SNS運用ポリシーを遵守する。</p> <p>2 福祉講演会等の開催 町民が福祉について学び、地域福祉への理解を深める機会を提供する。</p> <p>(1) 令和8年度 小国郷福祉講演会の開催 ※小国町社協との共催事業 日時 令和8年4月11日（土曜日）13時30分～14時30分 会場 おぐに町民センター 内容 韓国慶州ナザレ園 宋美虎（ソン・ミホ）氏</p> <p>(2) 第22回晴ればれりんどう“ボランティアの日”の開催 内 容 ボランティア・住民参加による企画運営 日本で最も美しい村づくりに寄与する活動等 開催予定 <u>令和8年10月～11月（2ヶ月間）</u></p>



事業名	事業目的	事業概要
<p>2 人材の育成 ボランティア活動の 充実 【地域福祉推進】</p>  <p>南小国町ボランティア行動隊</p>  <p>子育てボランティア</p>	<p>町内のボランティア活動が継続的に発展するよう、ボランティアセンターを中心に基盤整備・人材育成・活動支援を行う。</p>	<p>1 ボランティア活動の基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ボランティアの情報収集・提供 (みなみチャンネル・社協だより『りんどう』等にて発信) (2) ボランティアの登録・相談 (3) ボランティア活動の調整・相談 (4) ボランティア・NPO等への助成金等の紹介 (5) ボランティア保険事務（ボランティア活動保険・行사용保険等） (6) 人材育成（ボランティア）養成講座の企画検討と開催 (7) フードバンク事業 (8) ボランティア団体の活動促進事業（令和8年度ボランティア活動促進事業） ※予算額（120千円） <p>2 なずなの会（南小国町ボランティア連絡協議会）の活動推進</p> <p>活躍している様々な分野のボランティアが手を結び、連携をもって住みよい町づくり活動が継続できるような事業を推進する。又、ボランティア連絡協議会の事業等を通じて、ボランティア同士の交流や情報交換ができるように支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 各種行事への参加・協力 (2) 総会・役員会・研修会の開催 (3) 火の国ボランティアフェスティバルへの参加 (4) ボランティア同士の交流・情報交換の促進 <p>3 子育てボランティア活動の支援（地域子育て支援事業）</p> <p>町内で活躍する子育てボランティアの活動のコーディネートなどの支援を行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て応援団ばっかば家連絡会議の開催（年3回程度開催） (2) 子育て支援従事者等の募集、研修会及び情報交換会の開催



事業名	事業目的	事業概要
<p>3 福祉教育の推進 【地域福祉推進】</p>	<p>「地域福祉は福祉教育から始まり、福祉教育で終わる」という理念のもと、町民・児童生徒が福祉を身近に感じ、地域で支え合う心を育むための学習機会を提供する。</p>	<p>1 福祉教育（福祉共育）の充実と実践</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) SDGs・ポストコロナ時代に対応した福祉教育のあり方を検討 (2) 役場・教育機関・地域住民と連携した福祉学習・出前講座の実施 (3) 福祉教育推進校連絡会議の開催 (4) ボランティア講習会・体験学習の推進 (5) 地域の人材・資源を活かした学習機会の提供 (6) 学校運営協議会・地域学校協働本部との連携 <p>2 福祉教育推進校事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 町内の小中学校を福祉教育推進校として指定 (2) 児童・生徒が福祉・ボランティア活動に取り組む機会を提供 (3) 指定校：市原小学校、中原小学校、りんどうヶ丘小学校、南小国中学校 (4) 期間：通年 (5) 事業評価および見直しを実施 <div data-bbox="1258 890 1787 1241" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">地域の人材を生かした福祉共育（心情の育成）</p>



事業名	事業目的	事業概要
 <p data-bbox="286 762 913 817" style="text-align: center;">南小国中学生ボランティア表彰</p>  <p data-bbox="179 1244 801 1343" style="text-align: center;">市原小学校 りんどう荘利用者との交流 (福祉にかかわる実践力を育む)</p>		<p data-bbox="1048 183 1662 215">3 中高生への福祉・ボランティア意識の高揚</p> <p data-bbox="1093 223 2060 335">将来を担う子ども達が自発的に学び（探求）行動しようとする意識、深さを涵養し、お互いを認め思いやり、支えあう『共に生きる力』が育まれる福祉共育を進めていきます。</p> <p data-bbox="1115 343 2072 375">また、子どもたちの参加意欲が高まるような仕組みづくりを推進します。</p> <p data-bbox="1048 391 1809 422">(1) チャレンジ小国 GO! (小国高校生福祉共育推進事業)</p> <p data-bbox="1120 430 1444 462">(小国町社協との合同事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1142 470 1411 502">□期 間 通年 <li data-bbox="1142 510 1702 542">□実施主体 南小国町社協／小国町社協 <li data-bbox="1142 550 1467 582">□協力機関 小国高校 <li data-bbox="1142 590 2060 662">□内 容 ボランティア講習会・福祉学習会・ボランティア体験 自主的なボランティア活動の推進／卒業生への表彰 <li data-bbox="1142 670 1870 702">□その他 ICT の活用、学校運営協議会等への参加 <div data-bbox="1153 758 1512 925" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">誰かのために、困っている人 のために、悩んでいる人のため に 助けたい人になる。</p> </div> <p data-bbox="1048 957 1706 989">(2) 中学生 福祉・ボランティア学習・体験事業</p> <p data-bbox="1131 997 2072 1117">中学生が地域との交流の機会を持ち、様々な体験活動を通じて、福祉活動およびボランティア活動への理解・関心を深め、社会の中での連帯の意識を育むことを目的とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1142 1141 1377 1173">□期 間 通年 <li data-bbox="1142 1181 2004 1292">□内 容 子どもデイサービス／各ボランティア・福祉活動等 福祉施設体験学習／卒業生へのボランティア表彰 中学生の新たなボランティア活動の創出



事業名	事業目的	事業概要
<p>4 福祉・健康学習支援 【地域福祉推進】</p>  <p>中学生 認知症サポーター スキルアップ講座</p>	<p>子どもから高齢者まで全世代における地域福祉・健康づくりへの意識涵養を推進します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症サポーター養成講座等の出前講座の開催 役場との共同で、認知症サポーター養成講座等の出前講座を推進します。 2 福祉・健康学習会開催時への関係機関への協力要請（コーディネート） 地域住民からの要請に応じて、他団体の出前講座を活用します。 3 いきいき 100 歳体操の普及推進 役場と連携し、いきいき 100 歳体操の普及を支援します。 4 職員の派遣 地域住民からの要請に応じて、会合等に職員を派遣します。
<p>5 南小国町災害ボランティアセンター設置準備 【地域福祉推進】</p>	<p>大規模な災害が発生した場合には、災害ボランティアセンターを開設し、避難場所での被災者の日常生活支援や被災家屋の後片付け、救援物資の配布など災害救援のボランティア活動が円滑に進められるように役場との連携強化を図り開設の準備を整えます。</p>  <p>災害ボランティア学習 (小国高校生福祉共育推進事業)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 熊本県社協と阿蘇ブロック社会福祉協議会連合会との連携 (1) 熊本県社協と阿蘇圏域での相互支援体制の整備と情報の共有化 □災害ボランティアセンターマニュアルの整備及び職員への理解促進 (2) 阿蘇圏域での災害を想定した訓練等の連携強化 (3) 被災地等の応援要請に応じて、災害ボランティアセンターへ職員を派遣し、被災地支援及び職員の資質向上を図ります。 2 南小国町との協定締結 南小国町と大規模災害発生時等に災害ボランティアセンターを設置運営する際の協定を結び、町民（被災者）への復興支援が円滑に進められる体制強化を図ります。（毎年度自動更新） 3 南小国町社協職員の災害時の体制整備 (1) 災害ボランティアセンター運営等に係る職員の資質向上を図ります。 4 地域住民への災害ボランティアセンター活動の啓発と災害への意識啓発 (1) 大規模災害発生時における災害ボランティア活動の情報発信 (2) 災害ボランティア基礎学習会の開催

5. 役場・社協・関係機関の一層の連携（担当部門 事務局）

事業名	事業目的	事業概要
<p>1 総合相談体制の充実 【地域福祉推進】 【居宅介護支援事業所】 【通所介護】 【訪問介護】</p> 	<p>住民の抱える様々な生活・福祉問題に対し安心して相談できる体制づくりを整備し、相談者一人ひとりに寄り添い、伴走型の相談支援に努めます。</p> <p>又、住民と共に創りあげるといふ姿勢で相談体制の充実を図り、町民のための効果的な開催方法等を検討し、改善を図ります。</p> 	<p>1 心配ごと相談・行政相談・人権相談 ※人権相談は随時対応 開催数：年間6回予定 相談員：人権擁護委員・行政相談委員・民生委員児童委員 その他：相談員等の連絡会議の開催（1回）</p> <p>2 無料法律相談（4回開催予定） 相談員 弁護士 場 所 地域福祉センターりんどう荘 時 間 2時間程度</p> <p>3 各種福祉サービス相談窓口の常時開設（通所介護、訪問介護、居宅介護） 福祉サービスについての利用や苦情等受付</p> <p>4 総合相談体制の充実 町民の皆さまの困りごとは多様で複雑ですが、誰も孤立しないよう、関係機関と連携して相談支援に取り組んでいきます。</p> <p>(1) 南小国町地域共生推進事業（南小国町から受託予定） ※生活困窮者支援等のための地域づくり事業（国庫補助事業名）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域住民のニーズ・生活課題の把握 ② 地域住民の活動支援・情報発信等 ③ アウトリーチによる伴走支援 ④ 社会参加の場づくり ⑤ 多機関とのネットワークづくり <p>(2) 生活困窮者等自立相談支援事業の運営（県社協受託事業）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 総合相談窓口（相談支援員・就労支援員の配置） ② SNS等の相談支援窓口の設置 ③ 外国人からの相談への対応（翻訳機の設置） ④ 時間外等でのIT相談受付の整備（1次的） ⑤ みちくさ（不登校等に悩む保護者の会）への協力 ⑥ 緊急生活支援事業(困窮者への支援物資の配布等) ⑦ フードパントリーの開催（年2回予定）


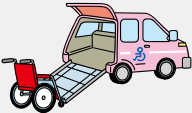


事業名	事業目的	事業概要
<p>2 地域子育て支援事業 (赤い羽根共同募金事業) 【地域福祉推進】</p>  <p>子どもデイサービスの子どもたち</p>  <p>子どもデイサービス (川遊び体験)</p>	<p>地域全体で子育てを支える地域づくりを目指し、子どもたちの健全育成を図り、誰もが安心して子どもを育てることのできる町づくりを目的として実施します。</p>	<p>1 子どもデイサービス事業 子どもの安全と家族が安心して仕事の出来る環境づくり、世代間交流や様々な福祉・体験活動等を通して思いやりのある子どもの心を育てるお手伝いを目的として実施します。</p> <p>定員 25名程度 (対象：小学1～4年生及び卒園児) ※申込多数の場合は、関係者と協議検討します。</p> <p>時期 夏休み24日間 冬休み7日間 春休み11日間 (予定)</p> <p>時間 8：00～18：00</p> <p>負担金 1日600円～800円 (税込)</p> <p>協力者 子育てボランティア、高校生、中学生 民生委員児童委員等</p> <p>その他 事業検討会議の開催 (必要に応じ適宜開催)</p> <p>2 地域子育て支援拠点事業『ぬくもり』への協力 保育所入所前の乳幼児・出産前の母親などや子育てに関心のある地域住民・ボランティアの方々が集まり、同じ年頃の子ども同士を遊ばせながら、お母さん同士が情報交換等を行うことや子育てに対する不安等を抱え込まないようにサポートしていくことを目的として活動します。</p> <p><input type="checkbox"/> 毎日 (9：30～16：30) 常時開放 <input type="checkbox"/> 『ぬくもり』スタッフ常駐 (火水木) 祝祭日除く</p> <p>3 赤い羽根共同募金事業 (1) 子育て広場き☆ら☆らへの活動費助成</p>


事業名	事業目的	事業概要
<p>3 地域包括ケアシステムの整備及び関係機関とのネットワーク強化</p> <p>【総務】 【地域福祉推進】 【居宅介護支援事業所】 【通所介護】 【訪問介護】</p>	<p>役場・保健・医療・福祉等の関係機関の連携により効果的な援助ができるよう各種会議等へ参加・開催し、町民が住み馴れた地域で自立した生活と社会参加が続けられるよう一人ひとりの日常生活を包括的に支えていくことのできる地域づくりを推進します。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域ケア会議への参加 福祉関係者が集り、困難事例・福祉サービスを必要とする町民の方への支援策を協議し的確なサービス提供と課題解決に向け連携します。 2 熊本県介護支援専門員協会への参加 熊本県介護支援専門員協会主催の研修会等に参加し、情報交換及び資質向上を図ります。 3 地域密着型福祉サービス事業所の運営推進会議への参加 地域密着型ホーム悠清苑 4 総合相談体制の充実 (詳細 前述 16 ページ 総合相談体制の充実 参照) 5 小国郷医療福祉あんしんネットワークへの参画・協力 小国郷において医療的ケアや介護が必要になっても住み馴れた家や地域で生活できるための医療・介護・福祉の連携体制づくりを関係機関と協働で進めていきます。 

事業名	事業目的	事業概要
<p>5南小国町民生委員 児童委員活動の推進 【総務】 【地域福祉推進】</p> 	<p>地域福祉の担い手である民生委員児童委員との連携を深め、協力して地域福祉を進めていきます。 また、定例会・研修会等を開催し活動の支援を行ないます。</p>	<p>1 事務局の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 定例会の開催（毎月第2木曜日）、各種研修会の開催 (2) 民生委員児童委員、主任児童委員の訪問活動の充実と支援 (3) 要配慮者等の実態把握 (4) 災害時一人も見逃さない運動（避難行動要支援者支援等への協力） (5) 赤ちゃんおめでとう訪問 (6) 民生委員児童委員活動の改善支援 (7) 民生委員児童委員の役割や活動について啓発啓蒙
<p>6地域障がい者（児）支援 【地域福祉推進】</p>	<p>町障害者計画に基づき、町民への障がいへの理解高揚を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) サポートセンター悠愛との連携支援 (2) 障がいに対する正しい理解と認識の普及活動 (3) 地域住民との交流活動支援 
<p>7役場各課・社協連絡会議 【地域福祉推進】</p>	<p>町づくりを効果的に進めるために、役場（福祉課）、社協に役場関係各課を加え連絡会議等を開催し、連携を図り包括的な施策へつながっていくことを目的に実施致します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 役場各課・社協連絡会議等の開催

6. 在宅福祉サービス事業（担当部門 在宅福祉サービス各部門）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、在宅福祉サービスの充実が重要です。本会は今年度も積極的に取り組み、利用者の立場に立ったサービスを提供していきます。




事業名	事業目的	事業概要
<p>1 福祉用具 車輛等貸与事業 【総務】 【地域福祉推進】</p>  <p>福祉サービス車 使用方法 動画 (YouTube)</p>	<p>虚弱な高齢者、障がい者、病気やケガをした方々の送迎や介護に必要な福祉機器や車両を、町民の皆様に貸し出します。</p> <p>また、一部の福祉用具や車両は寄贈いただいたものであり、寄贈者の意思を尊重して活用させていただきます。</p> 	<p>1 福祉サービス車貸出事業 (1) 利用者負担 走行距離×25円（燃料費、保険料として） ※70Km以上は1kあたり15円 (2) 福祉サービス車輛の新規購入</p> <p>2 主な貸出し品リスト (1) 車椅子 (2) 杖 (3) ポータブルトイレ (4) 置くだけ手すりタッチアップ (5) 歩行器 (6) 高齢者・障がい者疑似体験セット (7) 介護等に関する教材等 (8) その他</p>  <p>貸出し用 福祉サービス車</p>
<p>2 外出支援サービス事業（町受託事業） 【訪問介護】</p>	<p>障がいや身体機能の低下等により、外出が困難な方に対して福祉車輛を用いて通院等の送迎を行います。</p>	<p>1 対象者 概ね65歳以上の要援護高齢者で一般の交通機関を利用することが困難な方で、利用が特に必要であると南小国町が認定した方</p> <p>2 事業所 りんどう荘福祉サービスセンター</p> <p>3 使用車輛 社協所有の福祉車輛</p> 

事業名	事業目的	事業概要
<p>3 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業) 【地域福祉推進】</p> 	<p>高齢化や病気、障がいなどで判断能力が十分でないため、日常生活での福祉サービスの利用や、金銭管理がうまくできない方々が対象になります。</p>	<p>1 対象者 高齢化や病気、障がいにより、情報の入手や理解、判断、意思表示の能力が低下し、日常生活において福祉サービスなどの利用や金銭管理が本人ひとりでは適切に行なうことが困難な南小国町在住の方</p> <p>2 サービス内容 福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かり</p> <p>3 支援体制 担当職員と生活支援員を配置し、県社協地域福祉権利擁護センターの専門員と連携を図りながら支援体制を確保</p> <p>4 利用料 1回1時間あたり 1200円</p> <p>5 預かりサービス事業（本会独自事業） 地域福祉権利擁護事業の契約までの期間及び対象に外れた方へ対応する事業として実施します。 <input type="checkbox"/> サービス内容：預金通帳・印鑑等の保管、引き落とし・支払い時の同行 <input type="checkbox"/> 利用料：1回 900円</p>
<p>4 生活福祉資金貸付事業 (県社協一部受託事業) 【地域福祉推進】</p>	<p>低所得世帯、高齢者のいる世帯、障がい者のいる世帯等に、低利子で資金の申請受付及び相談援助をおこないます。</p> <p>貸付調査審議は、熊本県社会福祉協議会の生活福祉資金調査委員会で行われます。また、長期滞納者については担当民生委員、熊本県社協と協力し面接指導等を取り入れ、償還に向けた支援を積極的に進めていきます。</p>	<p>1 生活福祉資金の種類 (1) 総合支援資金 (2) 福祉資金 (3) 教育支援資金 (4) 不動産担保型生活資金 (5) 臨時特例つなぎ資金</p> <p>2 受託業務 (1) 福祉資金の受付や申請等にかかる事務（窓口業務） (2) 貸付や償還にかかる各種調査の実施や書類の作成 (3) 担当民生委員児童委員と連携した相談支援 (4) 熊本県社会福祉協議会による償還指導への協力 (5) コロナ特例貸付債権管理（借受人への支援・フォローアップ）</p>


事業名	事業目的	事業概要
5 一人暮らし高齢者等への元気支援事業（町補助事業） 【地域福祉推進】	地域福祉の担い手である民生委員児童委員と共同で見守りや配慮が必要な世帯等の実態を把握し、戸別訪問等による見守り活動を強化することによって、問題の早期発見、適切な福祉の情報提供などに取り組み、一人暮らし高齢者等の福祉向上を図ることを目的に実施します。	<ol style="list-style-type: none"> 1 ふれあい見守り訪問事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 時期 夏、秋、冬 (2) 訪問回数 1～3回程度 (3) 見守り活動、福祉情報等の提供 (4) 訪問世帯数 目安 250世帯 2 高齢者世帯・一人暮らし高齢者等の要配慮者等の実態把握 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害発生前後における電話等による安否確認（要請等に応じて適宜対応） (2) 電話等による安否確認及び連絡先の調査 (3) 役場・民生委員児童委員協議会と連携しての実態把握
6 子育て世帯訪問支援事業（町受託事業） 【訪問介護】	家事・育児等に不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦のいる家庭を訪問して、家事支援や育児支援を行います。	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 家事・育児等に不安や負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦で利用が必要であると南小国町が認めた方 2 支援内容 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等） 育児支援（保育所等の送迎支援や地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む）
7 買い物支援事業 【訪問介護】 ※令和7年度10月から開始	買い物や見守りが必要な人に対し支援を行い、誰もが安心して暮らせるまちをつくる事を目的としています	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象者 運転免許がなく、高齢者等で身体的・精神的機能低下で買い物支援が必要な方 2 支援内容 宅配事業 御用聞きと宅配を行うもので、宅配サービスの利用時に体調確認等を行う

7. 各種団体等の事務受託と活動への協力・支援

(担当部門 事務局)


事業名	事業目的	事業概要
<p>1 熊本県共同募金会 南小国町分会の事務局運営 【総務】 【地域福祉推進】</p> 	<p>共同募金運動、募金額の実績報告、配分金の用途（配分金事業）の情報公開及び地域を良くする活動につながる共同募金事業実施に努め、町民への理解を高め地域福祉推進の一助となるように努めます。</p>	<p>(1) 赤い羽根共同募金運動 10月～3月 ① 戸別募金／街頭募金／法人募金／職域募金／学校募金／個人募金 ② 共同募金啓発イベントの開催（レクレーション大会） (2) 県共募の指導に基づいた適切な事務局運営 (3) 義援金の受付・管理・情報提供（随時） (4) 共同募金データベースはねっとの管理 (5) 共同募金に関する情報提供 (6) 災害見舞金の手続き (7) 南小国町分会役員会の開催 (8) 各種会議への参加</p>
<p>2 日本赤十字社 熊本県支部南小国分区 の事務局運営 【総務】 【地域福祉推進】</p>	<p>日赤の会員からの会費の取りまとめへの協力、及び会員状況の管理等を行います。また、日赤活動等を町民へ情報提供し日赤事業への理解・関心を高めます。</p> 	<p>(1) 日赤の救援物資の管理を行い、災害時に適切に被災者へ救援物資を届ける。 （※救援物資保管場所：南小国町地域福祉センター） (2) 日赤県支部の指導に基づいた適切な事務局運営 (3) 赤十字防災ボランティア養成講座等の開催 (4) 日赤会費のとりまとめ及び会員管理 協力会員 500円を目安（従来の世帯当たりの募集額） 会 員 2,000円以上（個人・法人での任意） ※会員加入後の管理は、熊本県支部にて管理 (5) 義援金の受付・管理 (6) 日赤活動の情報発信</p>
<p>3 当事者団体・地域団体 との連携 【総務】 【地域福祉推進】</p>	<p>当事者団体や福祉活動を積極的に展開している各種団体等の活動を支援します。</p> 	<p>1 福祉団体活動促進助成事業 町内福祉関係団体の活動促進の為の助成事業 (1) 助成限度額 予算額 134 千円 ※財源：寄附・社協会費 (2) 期 間 通年 (3) 対 象 町内で活動する福祉関係団体</p> <p>2 団体活動の支援 町内で活動する社会福祉法人・福祉関係団体の企画・運営する事業を積極的に支援し持続可能な活動が継続していくように支援します。</p>

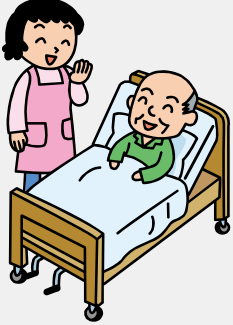

子どもに夢をはこぶ会
(赤い羽根共同募金運動)




事業名	事業目的	事業概要
<p>4 老人クラブ連合会の事務・事業への支援 【総務】 【地域福祉推進】</p>  <p style="text-align: center;">老人クラブ連合会 グラウンドゴルフ大会</p>	<p>老人クラブの活動支援の一環として事務局運営を支援します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 南小国町老人クラブ連合会の事務支援 <ul style="list-style-type: none"> (1) 役員会の開催 (2) 単位老人クラブ（14クラブ）への事務支援 (3) 各種会議等への参加（県老連理事会・事務担当者会議等） 2 老人クラブ連合会事業への支援 <ul style="list-style-type: none"> (1) 老人クラブ連合会研修会への協力（1回予定） (2) 老人クラブグラウンドゴルフ大会への協力（1回予定） (3) 老人クラブ社会奉仕の日への協力（9～10月予定） (4) 子どもの見守りパトロール活動の調整（4～5月予定） (5) 老人クラブスポーツ大会への協力（10月予定） 3 シルバーヘルパーコスモス会の活動の推進（友愛訪問活動） <ul style="list-style-type: none"> (1) 総会の開催 (2) シルバーヘルパー指導者・新人講習会の受講 (3) 各種会議への参加

8. 居宅サービス事業（介護保険・介護予防日常生活支援総合事業・障がい者総合支援法）

（担当部門 在宅福祉サービス）

事業名	事業目的	事業概要
<p>1 居宅介護支援事業 【居宅介護支援事業所】</p>	<p>要介護者が住み慣れた自宅で自立したその人らしい生活がおくれるよう、心身の状況、置かれている環境、本人や家族の意向等を勘案して居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。</p> 	<p>1 事業所名／所在地 りんどう荘居宅介護支援事業所（りんどう荘内）</p> <p>2 内容 介護支援専門員（ケアマネージャー）を配置し、ご利用者本位の考えに立ち適切なサービス提供の支援を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護支援専門員による相談援助 (2) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成 (3) 居宅サービス事業者や介護保険施設・医療機関等との連携 (4) サービスの継続的管理と評価 (5) 地域包括支援センター、福祉事務所、民生委員等との連携 (6) 南小国町地域ケア会議、個別ケース検討会等の参加 (7) 特定事業所加算による質の高いサービスの提供 <ol style="list-style-type: none"> 1. 常勤専従の主任介護支援専門員 2名配置 常勤専従の介護支援専門員 1名配置 2. 利用者情報、留意事項等の伝達会議 3. 24時間連絡体制の整備 4. 介護支援専門員の計画的な研修の実施 5. 介護支援専門員実務者研修における実習受け入れ
<p>2 基準該当サービス 訪問介護事業 介護予防・日常生活支援 総合事業 【訪問介護】</p>	<p>高齢者等の在宅での生活を支援するため、ご利用者宅に訪問介護員が訪問し、介護サービス等を提供します。</p>	<p>1 事業所名／所在地 りんどう荘福祉サービスセンター（りんどう荘内）</p> <p>2 訪問介護事業 要介護の判定を受けた方との契約により、ホームヘルパーを訪問介護計画に沿って派遣し、家事や介護の援助及び相談等を行う。なお、土・日・祝日も必要に応じサービスの提供を行ってまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ホームヘルパーの派遣（生活支援、身体介護）

事業名	事業目的	事業概要												
		<p>3 介護予防・日常生活支援総合事業 要支援1、2の判定を受けた方との契約により、介護予防・生活支援計画に沿ってホームヘルパーを派遣し、自立支援を目的とした援助及び相談等を行います。 (1) ホームヘルパーの派遣(生活支援)</p> <p>4 介護保険外サービス事業 介護保険では適用されていないサービス(自室外の清掃等)に対して、契約を行い、援助を行います。(但し、サービスの内容は本契約の目的に即したのになります)</p> <p>5 介護体験ボランティア等の受け入れ</p>												
<p>3 通所介護事業 介護予防・日常生活支援総合事業 【通所介護】</p>	<p>高齢者等の在宅での生活を支援するため、通所介護事業所において介護サービス等を提供します。 また、サービスの充実を図る上で年末年始を除く、土曜・祝祭日も営業を行います。</p>	<p>1 事業所名/所在地 りんどう荘福祉サービスセンター(りんどう荘内)</p> <p>2 通所介護事業 要介護の判定を受けた方との契約により、通所介護計画に沿ったサービス提供を行います。</p> <table border="0" data-bbox="1232 861 1993 1117"> <tr> <td>ア. 入浴サービス</td> <td>イ. 食事サービス</td> </tr> <tr> <td>ウ. 日常生活上の援助</td> <td>エ. 健康状態の確認</td> </tr> <tr> <td>オ. 相談・助言</td> <td>カ. 送迎サービス</td> </tr> <tr> <td>キ. ケース検討会議等の実施</td> <td>ク. 苦情等の受付</td> </tr> <tr> <td>ケ. 栄養改善</td> <td>コ. 口腔機能向上</td> </tr> <tr> <td>サ. 個別機能訓練</td> <td></td> </tr> </table> <p>定員30名(令和7年12月より) ※介護予防・日常生活総合事業と併せての定員</p>	ア. 入浴サービス	イ. 食事サービス	ウ. 日常生活上の援助	エ. 健康状態の確認	オ. 相談・助言	カ. 送迎サービス	キ. ケース検討会議等の実施	ク. 苦情等の受付	ケ. 栄養改善	コ. 口腔機能向上	サ. 個別機能訓練	
ア. 入浴サービス	イ. 食事サービス													
ウ. 日常生活上の援助	エ. 健康状態の確認													
オ. 相談・助言	カ. 送迎サービス													
キ. ケース検討会議等の実施	ク. 苦情等の受付													
ケ. 栄養改善	コ. 口腔機能向上													
サ. 個別機能訓練														
	 <p>愛情いっぱい♥ 美味しい料理の提供</p>													

事業名	事業目的	事業概要
 <p style="text-align: center;">楽しいレクリエーションの充実</p>		<p>3 介護予防・日常生活支援総合事業 要支援1、2の判定を受けた方との契約により、介護予防・生活支援計画に沿ったサービス提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 食事サービス イ. 健康状態の確認 ウ. 相談・助言 エ. 送迎サービス オ. ケース検討会議等の実施 カ. 苦情等の受付 キ. 生活機能向上グループ活動 ク. 口腔機能向上 ケ. 運動器機能向上 コ. 栄養改善 <p>4 介護体験ボランティア等の受け入れ</p> <p>5 職員資質向上研修 介護職員等のキャリアアップ・スキルアップを図るとともに当事業所のサービス及び専門性の向上に努めます。</p> <p>6 イベント等の開催 定期的にイベント等を開催します。利用者の社会参加活動を通じて、心の豊かさや生きがいの充足の機会を提供しサービスの向上を図ります。</p>
<p>4 障がい者総合支援法 基準該当居宅介護等事業の提供 【訪問介護】</p>	<p>居宅介護等事業者として町に登録し、利用者主体のサービス提供を目指すとともに、地域で障がい者が自立して生活できるよう家事や外出等の日常生活を支援します。</p>	<p>1 居宅介護等事業（ホームヘルプサービス） 障がい支援区分1以上の認定を受けた方との契約によりホームヘルパーを派遣し、家事や介護等の援助及び相談等を行います。</p>
<p>5 介護サービス情報公表 【居宅介護、通所介護、訪問介護】</p> 	<p>介護サービスの利用者・家族等が公表されたサービス事業所の情報を基に比較検討することにより、利用者等の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。</p>	<p>(1) 介護サービス情報の公表制度に基づき、本会で実施している介護サービスの情報及び財務状況を公表します。</p> <p>(2) 情報公開に伴う指定調査機関による訪問調査の実施 (※必要と認める場合)</p>

組織体制図

南小国町社会福祉協議会 組織体制図

令和8年4月

